

令和6年12月
国税庁

「外国税額控除に関する明細書」の様式誤り等に関するお知らせ

外国税額控除の適用を受ける方は、「外国税額控除に関する明細書」を申告書等に添付する必要があるところ、今般、国税庁において定める明細書に誤り(※)があり、分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける方が当該明細書に沿って外国税額控除の金額を計算すると、外国税額控除の金額が過大に算出される場合があることが判明しました。

また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」においても、同様の誤りがある明細書が作成されるプログラムとなっていました(以下、様式の誤りとあわせて「様式誤り等」といいます。)

(※)具体的には、分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける方の外国税額控除の控除限度額の計算の基礎となる所得税及び復興特別所得税の金額は、それぞれ分配時調整外国税相当額控除の金額を控除した後の金額となるにもかかわらず、当該明細書では、同控除を控除する前の金額を記載するよう誤った案内をしていました。

是正を要すると見込まれる納税者の方に対しては、所轄の税務署から、ご自身の申告内容の見直し、申告誤りのあった内容の是正と不足分の税額の納付を行っていただくことをお願いすることとしています。

国税庁においては、今後、納税者の方に誤りのない申告をしていただけるように、様式の改訂に当たっては従来以上に厳格な確認を行うなど、適正申告の実現に努めてまいります。

<ご注意>不審な電話や振り込め詐欺にご注意ください。

今回の見直しの際に、税務署から電話でお問合せをする際には、提出いただいた申告書等を基に、その内容をご本人に確認することを原則としています。

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で、一旦電話を切り、最寄りの税務署の総務課又は国税局の納税者支援調整官までお問い合わせください(国税局・税務署の電話番号は、「[税務署の所在地などを知りたい方](#)」をご覧ください)。

詳しくは、「[不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)」をご覧ください。

具体的な様式誤りの内容

「外国税額控除に関する明細書（居住者用）（令和2年分以降用）」の「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄について誤りがありました。

（参考）「外国税額控除に関する明細書（居住者用）（令和2年分以降用）」抜粋

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算		
所得税額 ①		円
復興特別所得税額 ②		
所得総額 ③		
調整国外所得金額 ④		
所得税の控除限度額 $(① \times \frac{④}{③})$	⑤	
復興特別所得税の控除限度額 $(② \times \frac{④}{③})$	⑥	

2の①の金額がある場合には、その金額を前所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、控用の裏面を読んでください）。
 「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。
 2の①の金額がある場合には、その金額を前所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、控用の裏面を読んでください）。
 2の①の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
 4の「⑤」欄及び5の「⑦」欄に転記します。
 4の「⑥」欄及び5の「⑧」欄に転記します。

上記「所得税額」(①)欄及び「復興特別所得税額」(②)欄の記載方法の説明(控用の裏面の「書き方」)について、誤っている内容及び正しい内容は次のとおりです。

	誤	正
「所得税額」(①)欄	「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額(基準所得税額)」欄の金額を転記します。	「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額(基準所得税額)」欄の金額を転記します。 ただし、分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、先に「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」を作成し、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(7)の金額を転記します。
「復興特別所得税額」(②)欄	「②」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を記載します。	「②」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「復興特別所得税額」欄の金額を転記します。 ただし、分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(9)の金額を転記します。

※ 「外国税額控除に関する明細書（非居住者用）（令和2年分以降用）」も同様です。

様式誤り等への対応

国税庁において、誤りのあった様式を改訂し、「確定申告書等作成コーナー」のプログラム修正を行うほか、国税庁ホームページにおける関係する箇所を改訂することとしています。

対応内容	対応時期
「 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（令和2年分以降用） 」及び「 外国税額控除に関する明細書（非居住者用）（令和2年分以降用） 」の改訂	令和6年12月6日
「 外国税額控除を受けられる方へ（居住者用） 」及び「 外国税額控除を受けられる方へ（非居住者用） 」の改訂	令和6年12月6日
タックスアンサー「 No. 1240 居住者に係る外国税額控除 」及び「 No. 1241 非居住者に係る外国税額控除 」の改訂	令和6年12月6日
「確定申告書等作成コーナー」のプログラム修正	令和7年1月6日

※ 外国税額控除のほか分配時調整外国税相当額控除の適用がある令和2年分から令和5年分の所得税等の確定申告等の手続をされる方は、令和7年1月5日までの間、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけません。申告書の作成等に関する相談は所轄の税務署にお問い合わせください。

申告内容の見直しについて

様式誤り等により申告内容の是正を要すると見込まれる納税者の方に対しては、所轄の税務署から、ご自身の申告内容の見直し、申告誤りのあった内容の是正と不足分の税額の納付を行っていただくことをお願いすることとしています。

該当する納税者の方には順次ご連絡させていただくこととしていますが、正しい外国税額控除の金額を算出するツールを用意していますので、このツールを使用し、納税者の方がご自身で正しい外国税額控除の金額を算出し、申告内容の是正の要否を判断することもできます。

また、当該ツールでは「外国税額控除に関する明細書」の作成及び印刷を行うこともできますので、修正申告を行う場合、ツールから「外国税額控除に関する明細書」を印刷し、修正申告書とともに郵送等によりご提出いただくことができます。

なお、令和7年1月6日以降は、「確定申告書等作成コーナー」で正しい「外国税額控除に関する明細書」及び修正申告書を作成することができます。

- ▶ [外国税額控除検証用ツール（居住者用）](#)
- ▶ [外国税額控除検証用ツール（非居住者用）](#)
- ▶ [外国税額控除検証用ツールの使い方](#)

【留意事項】

- ▶ 申告内容の見直しを要する方
 - ・ 様式誤り等により申告内容に影響を受ける可能性があるのは、外国税額控除のほか分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合に限られます。その場合でも、必ず申告内容の是正を要するわけではありませんので、上記ツール又は令和7年1月6日以降の「確定申

(参考) 令和6年分申告における留意点

**定額減税及び外国税額控除等の適用がある
場合における申告納税額の計算について**

定額減税及び外国税額控除等の適用がある場合における申告納税額の計算について

復興特別所得税額の算出方法及び定額減税の控除の順序については、以下のとおりとされている（外国税額控除等（※）の取扱いが異なる）ことから、申告書における「申告納税額」の計算において、申告書への各記載金額に基づく計算結果が、一般的な場合（外国税額控除等がない場合）と異なることとなります。

※ 外国税額控除等 = 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除

○ 復興特別所得税額

外国税額控除等を除く税額控除後の所得税の額を基準所得税額として2.1%を乗じて計算する。

○ 定額減税

所得税法・租税特別措置法の「税額控除」の規定（配当控除、外国税額控除等、住宅借入金等特別控除）等の適用がある場合、これらの規定を適用した後に控除を行う。

具体的な計算方法については、次頁以降をご覧ください。

「申告納税額」の計算方法

○ 外国税額控除の適用がある場合

※ 分配時調整外国税相当額控除と両方の適用がある場合を含みます。

3 令和6年分特別税額控除を適用する場合、申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄は、外国税額控除の適用がないときと計算方法が異なりますので、次により計算した金額を記載してください。

(1) 所得税について

$$\bullet \text{ ①欄の金額()} - \{ \text{⑩欄の金額()} + \text{⑯又は⑰欄の金額()} \} \\ = \text{()} \dots i$$

i が黒字の場合には続けて次の計算をします。

$$\bullet \text{ i ()} - \text{申告書第一表の「税金の計算」欄の「令和6年分特別税額控除」欄の金額} \\ = \text{()} \dots ii \quad \leftarrow \text{計算の結果、ii が赤字の場合は「0」と記載します。}$$

(2) 復興特別所得税について

$$\text{②欄の金額()} - \text{⑮欄の金額()} = \text{()} \dots iii$$

(3) 申告納税額の計算

申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄の金額… i 又は ii 及び iii の金額の合計額から申告書第一表の「税金の計算」欄の「源泉徴収税額」欄の金額を差し引き、次により記入します。

● 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の「端数を切り捨てた金額（黒字の金額が100円未満の場合は「0」）

● 差し引いた金額が赤字の場合…金額の頭に「△」又は「-」を付けてそのままの金額

$$ii \text{ (i が赤字のときは i (※)) ()} + iii \text{ ()} \\ - \text{申告書第一表「源泉徴収税額」欄の金額()} \\ = \text{()} + \text{申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄へ転記}$$

※ i が赤字のときは金額の頭に「△」又は「-」を付けてそのままの金額を記載します。

○ 分配時調整外国税相当額控除の適用のみがある場合

3 令和6年分特別税額控除を適用する場合、申告書第一表の「税金の計算」欄の51の金額は、分配時調整外国税相当額控除の適用がない場合と計算方法が異なりますので、次により計算した金額を記載してください。

(1) 所得税について

$$\text{「(7) 分配時調整外国税相当額控除後の所得税額」} - \text{申告書第一表の「税金の計算」欄の44の金額} \\ \text{()} \\ = \text{()} \dots i$$

※ i の計算の結果、赤字の場合は「0」と記載します。

(2) 復興特別所得税について

$$\text{「(9) 分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額」()} \dots ii$$

(3) 申告納税額の計算

申告書第一表の「税金の計算」欄の51の金額… i 及び ii の金額の合計額から申告書第一表の「税金の計算」欄の50の金額を差し引き、次により記入します。

● 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の「端数を切り捨てた金額（黒字の金額が100円未満の場合は「0」）

● 差し引いた金額が赤字の場合…金額の頭に「△」又は「-」を付けてそのままの金額

$$i \text{ ()} + ii \text{ ()} - \text{申告書第一表の「税金の計算」欄の50の金額()} \\ = \text{()} \leftarrow \text{申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄へ転記}$$

「申告納税額」の計算例

〈定額減税及び外国税額控除の適用がある場合〉

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の申告書 (FA2204)

第一表 (令和六年分用紙)

収入金額等	金額	税	金額
給与所得	25600000	所得税	190000
退職所得	0	復興特別税	95000
雑所得	3000000	控除	0
所得控除	280000	控除	0
所得税額		控除	95000
復興特別税額		控除	95000
所得税控除		控除	5000
復興特別税控除		控除	105
所得税控除		控除	5105
復興特別税控除		控除	8117
所得税控除		控除	300
復興特別税控除		控除	△203
所得税控除		控除	0
復興特別税控除		控除	203

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

① 所得税の控除限度額	95,000	④ 所得税の控除限度額	8
② 復興特別税の控除限度額	105	⑤ 所得税の控除限度額	0
③ 所得税の控除限度額	3,280,000	⑥ 所得税の控除限度額	280,000
⑦ 所得税の控除限度額	280,000	⑧ 所得税の控除限度額	8,109
⑨ 所得税の控除限度額	8,109	⑩ 所得税の控除限度額	8

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

国名	所得の種類	所得金額	外国所得税額	繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額
日本	給与所得	8,109	0	0
日本	雑所得	9	0	0
日本	雑所得	973	0	0
日本	雑所得	1,459	0	0
日本	雑所得	10,549	0	0
日本	雑所得	28,000	0	0
外国	雑所得	0	17,451	17,451

5 外国税額控除等の計算

① 所得税の控除限度額	8,109	④ 所得税の控除限度額	8,109
② 復興特別税の控除限度額	8	⑤ 所得税の控除限度額	8
③ 所得税の控除限度額	8,109	⑥ 所得税の控除限度額	8,117
⑦ 所得税の控除限度額	8	⑧ 所得税の控除限度額	8
⑨ 所得税の控除限度額	28,000	⑩ 所得税の控除限度額	8,117

【所得税の額】

$$\text{①欄の金額} - (\text{④欄の金額} + \text{⑥欄又は⑦欄の金額}) - \text{申告書④欄の金額} = 95,000 - (8,109 + 0) - 90,000 = 0 \text{ (赤字の場合は0) } \dots\dots i$$

【復興特別所得税の額】

$$\text{②欄の金額} - \text{⑤欄の金額} = 105 - 8 = 97 \dots\dots ii$$

【申告納税額】

$$i + ii - \text{申告書⑩} = 0 + 97 - 300 = \triangle 203$$